

令和6年

12月2日以降の 医療機関への受診方法



令和6年12月2日以降は、保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証での受診が基本となりました。同日以降、医療機関を受診する場合は、以下の方法があります。

方法その

1

お持ちの**保険証**を窓口に表示する

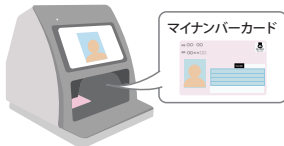
保険証の新規発行は廃止となりますが、現在お持ちの保険証は、1年後の**令和7年12月1日まで使用**が可能です。



方法その

2

マイナ保険証を窓口のカードリーダーに読み込ませる



オンライン資格確認カードリーダー

保険証として登録したマイナンバーカード (= 「マイナ保険証」) を使って受診できます。

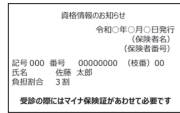
方法その

3

マイナ保険証と資格情報のお知らせをセットで窓口に表示する



+



医療機関窓口でカードリーダーが無い時、不具合でカードリーダーが使えない時に、「マイナ保険証」と、皆さまにお配りした「資格情報のお知らせ」を、セットで医療機関窓口に表示して受診できます。

方法その

4

マイナ保険証とマイナポータルの**資格情報画面** (スマホ) をセットで窓口に表示する

医療機関窓口でカードリーダーが無い時、不具合でカードリーダーが使えない時に、「マイナ保険証」と、マイナポータルの資格情報画面 (スマホ) を、セットで医療機関窓口に表示して受診できます。

マイナポータルの資格情報の確認方法は [こちらから](#) ▶▶



方法その

5

資格確認書を窓口に表示する

マイナンバーカードをお持ちでない方、「マイナ保険証」をお持ちでない方は、「資格確認書」を医療機関窓口に表示して受診できます。(「資格確認書」は現在、詳細を決めている最中です)